

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

太陽光発電は太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方法であり、平成24年の再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始以降、急速に普及し、全国各地で多くの太陽光発電設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

一方で、太陽光発電の導入拡大に伴い、製品寿命を迎えた使用済太陽光パネルへの対応が課題となっている。太陽光パネルについては、固定価格買取制度開始当初に設置されたものが2030年代後半以降に寿命を迎え、排出量が顕著に増加すると想定されている。不法投棄や不適切な処理等が懸念される中、今後も太陽光発電の積極的な導入を進めるためには、リユース・リサイクルを推進するなど、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務となっている。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、その主力となる太陽光発電設備について、ライフサイクル全体を見据えた政策支援を行うことは喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、太陽光発電設備について、資源循環を推進するとともに適正な廃棄処理体制を構築するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 使用済太陽光パネルからガラスやシリコン等の有用な資源を回収、再利用するため、国としてリサイクル技術の開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。
- 2 発電事業者や廃棄物処理業者に対し、太陽光パネル廃棄時における適切な処理ルートを確保させるとともに、不法投棄防止策や処理業者の認定制度の充実を図ること。
- 3 太陽光パネルのリサイクルの推進や適正な廃棄処理体制を構築していくためには、事業者の取組を促進する地方公共団体が重要な役割を担うことから、財政的支援、人員配置、技術的助言等、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛（各 通）